

令和5年度あきる野市介護サービス事業者等指導監査結果

令和5年度に介護サービス事業者等に対して実施した指導監査の結果及び主な指摘事項は次のとおりです。

1 指導監査実施事業者

No	事業者名	サービス種別	実施日
1	松楓会 あきる野指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援	令和5年5月31日
2	株式会社 ひまわり	居宅介護支援	令和5年6月7日
3	こーゆうケアネット	居宅介護支援	令和5年6月26日
4	ライズ	訪問介護	令和5年7月25日
5	ライズ	居宅介護支援	令和5年7月26日
6	ケアソリューション訪問介護事業所	訪問介護	令和5年8月3日
7	アースサポートあきる野	訪問介護	令和5年8月21日
8	あずみ苑 グランデ平沢	通所介護	令和5年10月3日
9	あすなろみんなの家	通所介護	令和5年11月16日
10	デイサービス あすか	地域密着型通所介護	令和5年11月29日
11	こはく	地域密着型通所介護	令和5年12月7日
12	デイサービス増戸ヴィラ	地域密着型通所介護	令和5年12月21日
13	ニチイケアセンターあきる野	福祉用具貸与	令和6年1月17日
14	サンライズむつみ橋	小規模多機能型居宅介護	令和6年3月1日
15	第二ほたるの郷	地域密着型介護老人福祉施設	令和6年3月15日

2 指導監査の結果

区分	文書指摘	口頭指摘
運営管理	1	34
サービス提供	4	75
合計	5	109

※文書指摘：関係法令に違反している事項 ※口頭指摘：関係法令に違反しているがその程度が軽微な事項、又は改善中の事項

3 主な指摘事項

指摘項目	主な指摘内容	件数	根拠法令等
具体的取扱方針 (居宅サービス計画)	・居宅サービス計画は、サービス内容等を適切に記載すること	16	・条例第15条第8号、省令第13条第8号、老企22号第2の3(8)⑧)
	・居宅サービス計画に沿った介護サービスを提供すること	11	・市条例第59条の20準用(第17条)、解釈通知第3の二の二の3(14)準用(第3の一の4(9))
	・サービス担当者会議等を適切に実施し、その内容等を記録すること	6	・条例第15条第9号、省令第13条第9号、老企22号第2の3(8)⑨)
地域密着型通所介護 計画の作成	・地域密着型通所介護計画を作成する際は、適切にアセスメントを実施すること	15	・市条例第59条の10第1項、解釈通知第3の二の二の3(3))
内容及び手続の説明 及び同意	・重要事項説明書に必要事項を記載すること	11	・条例第6条第1項、省令第4条第1項、老企22号第2の3(2))
勤務体制の確保等	・月ごとの従業員の勤務表に必要事項を記載すること	10	・都条例第111号第11条第1項、施行要領第3の1の3の(6)①)
秘密保持等	・家族の個人情報を用いる際は、あらかじめ文書により、同意を得ること	7	根拠：条例第25条第3項、省令第23条第3項、老企22号第2の3(18)③)

※根拠法令等は次のとおり略称して表記しています。

市条例（居宅介護）：あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第1号）

市条例（地域密着型）：あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年3月28日条例第2号）

都 条 例 第 111 号：東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）